

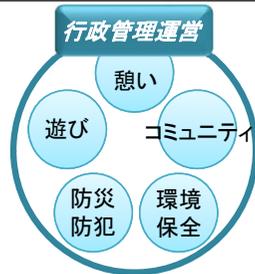
「コミュニティパーク事業」の概要

平成29年度より開始！

公園管理運営のかたち

地域の実情に対応した3つのかたちが選べます。

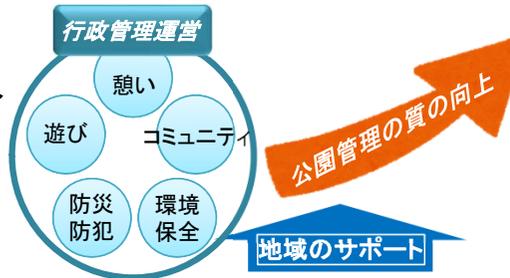
①行政のみによる管理運営



②行政による管理運営

+ 地域による管理のサポート

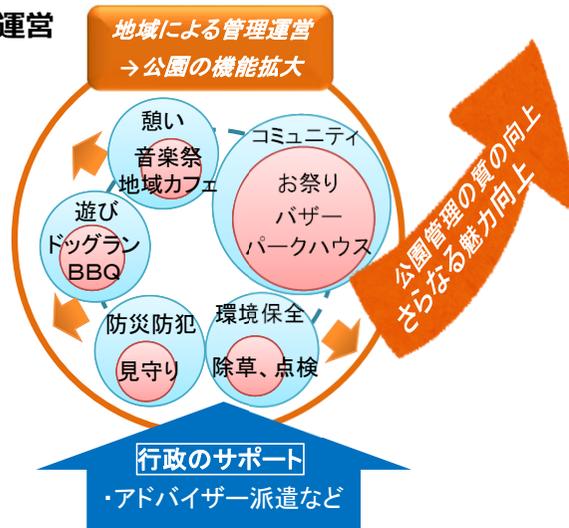
(従来の制度)
公園愛護会



③地域による自律的な管理運営

+ 行政のサポート

(新制度)
コミュニティパーク事業



「コミュニティパーク事業」は、

地域による公園の利用ルール
づくりと自律的な管理運営に

よって、地域にとって使いやすく

魅力的な公園づくりと地域コミュニティの活性化を目指すものです。

※希望する地域で実施する事業です。全ての地域で実施するものではありません。

コミュニティパーク事業実施の効果

<活用例>



①地域独自のルールによる公園利用が可能になります

これまでの市内一律のルールではできなかった自由度の高い公園の使い方ができるようになります。親子での場所を決めたキャッチボール、手持ち花火など、地域のみなさんで利用ルールを定めることが可能となり、公園の使い方の自由度が高まります。

②公園の使い方が広がります

バーベキューやドッグラン、フリーマーケットなどのこれまで実施の難しかったイベントの実施が可能となります。活用の幅が広がることで、コミュニティの活性化にもつながります。

③使用許可手続きがスムーズになります

イベントや地域のお祭りなどの公園の利用について、年間利用計画書を添付した許可申請により、手続きが簡略化されます。

④自分たちの手で独自の公園づくりができます

快適な公園づくりのため、花壇やベンチの設置など工夫をこらした独自の公園づくりができます。

※パークハウスにより、公園の使い方がさらに広がります

1年以上のコミュニティパーク事業による公園の適切な管理運営を実施し、さらなる公園の活用を望み、設置条件を満たす場合、パークハウスの設置が特別に認められます。

【参考】令和元年度までの実績 (R2.3.31現在)

コミュニティパーク事業実施公園：6公園 (内2公園にてパークハウス運営中)

事業内容については、「コミュニティパーク事業の手引き」や「コミュニティパーク事業実施要綱」などでより詳しく紹介しておりますので、こちらをご参照ください。

福岡市 コミュニティパーク事業

検索

コミュニティパーク事業の全体の流れ

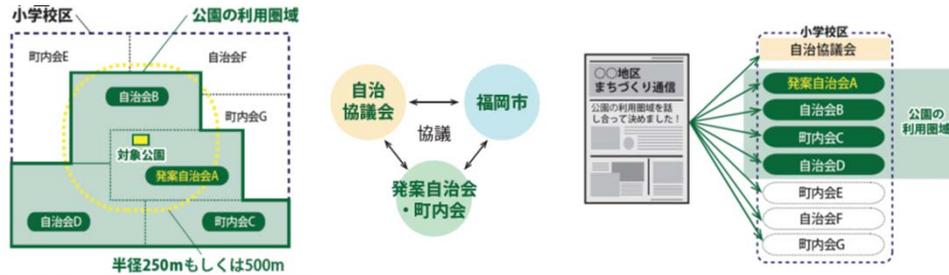
〔1〕コミュニティパーク事業の始め方

ステップ1 まずは、市へ相談しよう！

- 事業対象公園を確認する：面積が2ヘクタール以下の公園・緑地・緑道
- 問い合わせ：住宅都市局花とみどりのまち推進部みどり活用課（市役所本庁4階）
(TEL) 092-711-4367 (FAX) 092-733-5590

ステップ2 公園の利用圏域を決めよう！

- 公園の利用圏域(話し合いを行う住民のエリア)を関係者で協議・確認して決める
- 発案自治会・町内会から自治協議会へ報告、校区全自治会・町内会へお知らせ



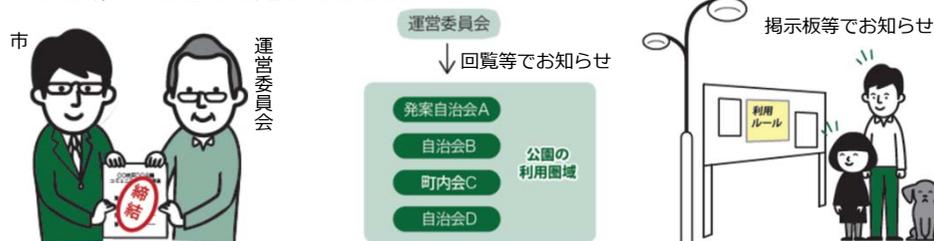
ステップ3 みんなでルールと管理運営体制(運営委員会)をつくらう！

- コミュニティパーク事業の合意形成のための話し合いへの参加を呼びかけ
- コミュニティパーク事業についてみんなで学ぶ
- ワークショップで公園利用ルールと管理運営体制について話し合い、まとめる
- みなさんに経過をお知らせする



ステップ4 協定を締結し、地域のみなさんにお知らせしよう！

- 利用ルールなどを関係者で最終確認し、市と協定を締結する
- 地域のみなさんに知ってもらう



〔2〕コミュニティパーク事業を始めたら

コミュニティパーク事業では運営委員会を中心として、地域のみなさんで公園全体の管理運営を行うこととなり、下記のような取組みが可能となります。

地域のみなさん(運営委員会)に行っていただくこと	市が行うこと
公園の管理活動 ・清掃(トイレ含む) ・除草 ・中低木の剪定 ・施設の定期点検 ・公園の利用調整(広場含む) ・協定、地域ルール違反指導 ・利用上の注意、指導 など	・アドバイザー派遣 (管理運営のための助言) ・高木の剪定 ・施設、遊具の修繕 ・危険な生物の駆除、樹木の消毒 ・違法行為に対する注意、指導 ・法令の手続き ・その他、地域では難しい維持管理

共働連携

取組み1 公園を運営しよう！

新しい公園の使い方がスタートしたら、広場の利用調整やイベントの開催、地域ルールなどを実際に運用していきましょう。

取組み2 快適な公園にしよう！

花壇、ベンチ、テーブルの設置など、魅力ある公園づくりのための独自の取組みをしてみましょう。

取組み3 公園のお手入れをしよう！

公園をきれいに快適に使えるようにするため、定期的な清掃活動や除草、中低木の剪定などを実施していきましょう。

取組み4 支援メニューを活用しよう！

愛護会報償費やアドバイザーの支援を受けて、公園の管理運営に活用しましょう。

公園の適切な管理運営ができる地域において

1年以上

さらなる公園の活用を望む場合
特別に実施可能

〔3〕パークハウスでさらに公園を活用したいとき

1. パークハウスとは？

○地域がつくる、魅力的な公園づくりと地域コミュニティの活性化を目的とした公園施設で、だれもがいつでも自由に使い、デッキを設けるなどして公園と一体的に活用するための施設となります

2. パークハウスの主な設置条件

- ①事業実施から1年以上の適切な管理運営実績
- ②利用圏域自治会・町内会の同意
- ③公園隣接者全員の同意
- ④パークハウスの所有者となる自治会・町内会の地縁団体としての法人格の取得
- ⑤資金収支計画書の策定
- ⑥パークハウス利用計画の策定
- ⑦パークハウスガイドラインの規定を満たす配置、構想、仕様となった建築計画